

総会議事録（第11回）

1 開催日時 令和7年2月26日（水）15時00分～16時00分（議案審議）

2 開催場所 第8会議室

3 出席委員（36名）

○農業委員（17名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳	2番 城山 正巳	3番 原口かよ子	4番 山口 明美
5番 田川 康浩	6番 渡邊 重徳	7番 一瀬 晃	8番 福田 文夫
10番 朝長 洋市	11番 田添 利弘	12番 開田 陽子	13番 渡邊 和秋
14番 富岡 勝真	16番 山田 武人	17番 岩崎 義秀	18番 児玉 賢治

○農地利用最適化推進委員（19名）

1番 岩崎 照美	2番 松尾 慎二	3番 小野 重幸	4番 小川 國治
5番 笠寺 幸雄	6番 富浦 春男	7番 林 敏弘	8番 藤本 雅彦
9番 山浦 弘之	10番 山上 傳	11番 井本 忠之	12番 井川 春彦
13番 久保 和幸	14番 瀬戸口裕子	15番 森 良広	16番 野田 善則
17番 山本 治義	18番 小川 良一	19番 山口 周次	

4 欠席委員（2名）

○農業委員（2名）

9番 川副 博司 19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（0名）

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第3号議案 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件
第4号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）

6 事務局 局長 長石 弘頭
課長補佐 前田 哲弘
職員 下條 秀政 梶原 良太 高柳 佳祐

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和6年度第11回農業委員会定例総会」を開会いたします。

それでは、総会の開会にあたり、農業委員会 川本康代会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

9番川副博司農業委員、及び19番梶原茂農業委員から欠席の届出があります。

4 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、2番城山正巳農業委員、18番児玉賢治農業委員にお願いします。

5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

議案書をお開きください。

1 ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、小川内町の農地、地目 畑、合計面積3,268㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

2番鈴田、平町の農地、地目 畑、合計面積5,426㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

3番福重、寿古町の農地、地目 田、面積2,797㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第3号議案農業経営基盤強化促進事業による所有権移転1番と関連があります。

○議長

報告第1号について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、2 ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1 番鈴田、2 ページから3 ページの上段までになります。大里町の農地、地目田と畑、合計面積27,729㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、賃借人の死亡により再配分のため代表相続人との双方合意によるものです。

本件は、第4号議案促進計画2から8番までと関連があります。

2 番鈴田、小川内町の農地、地目 畑、合計面積2,663㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、促進計画9番と関連があります。

3 番鈴田、小川内町の農地、地目 畑、面積605㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、促進計画9番と関連があります。

4 番鈴田、平町の農地、地目 畑、合計面積5,426㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

5 ページをお願いします。5 番福重、寿古町の農地、地目 田、面積2,797㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第3号議案農業経営基盤強化促進事業による所有権移転1番と関連があります。

6 番福重、皆同町の農地、地目 田、面積2,408㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、促進計画13番と関連があります。

7 番福重、草場町の農地、地目 田、合計面積773㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、促進計画15番と関連があります。

○議長

報告第2号について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第2号を終わります。

次に、5 ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1 番三浦、日泊町の農地、地目田と畑、合計面積1,056㎡、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。

本件は、受贈者が、これまで営農管理してきた農地を贈与により譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。取得後の農地は、普通野菜を計画しています。

○議長

それでは、1 番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

本件については、親族関係にあります。20 年ぐらい前から野菜、家庭菜園的なものをど作られています。問題ないと地元委員で見てまいりました。ご審議をよろしくお願いします。

○議長

1 番三浦について、ご質問等はありませんか。

<質疑>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1 番三浦は許可することとします。

続いて、2 番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

木場2丁目の農地、地目 畑、面積117㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人の家庭菜園に隣接する農地を新規就農して、売買により農地を譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。取得後の農地は、普通野菜を計画しています。

○議長

それでは、2 番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

大村地区5名で調査に行ってきました。周りは日当たりも良く何も問題はないと結論づけました。皆さんのご審議をお願いします。

○議長

2 番大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番大村は許可することとします。

続いて、3番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

桜馬場2丁目の農地、地目 畑、面積1,236㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、規模拡大のため売買によりを譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振外の農地です。取得後の農地は、普通野菜を計画しています。

○議長

それでは、3番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

24日に地区の委員で現地確認に行ってきました。本人は、親元で就農されます。父親は市内の鈴田から福重まで、幅広く葉菜類のキャベツやブロッコリーを中心に作付けをされています。本人は勤めておられましたけれど、今回父親の元で就農して規模拡大をされるということで別に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。

○議長

3番西大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番西大村は許可することとします。
続いて、4番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

野田町の農地、地目 畑、面積627㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人の農地所有適格法人である市内法人が、規模拡大のため売買により農地を譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。取得後の農地は、普通野菜を計画しています。

○議長

それでは、4番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

申請地は、法人の加工場の近くになります。現在は、荒廃農地的な感じとなっています。今後の営農計画までは法人に確認をしていますが、農地としての取得でありますので、皆さんよろしくお願いいたします。以上です。

○議長

4番福重について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、4番福重は許可することとします。

次に、6ページ。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦 溝陸町の農地、地目 畑、合計面積1,649㎡。実測面積は、記載のとおりです。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が経営する事業所の従業員の保養施設として、宿泊棟とスポーツジム棟を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は都市計画区域内白地、農振

外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土最高2.65m、盛土最高1.48m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は西側の県道道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽を設置しています。隣接する農地は、ありません。

資金については、金融機関の融資承諾書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

23日に三浦の農業委員と推進委員で見てまいりました。ここは梅畑として管理をされていた所ですが、所有者が亡くなられたのを機に不動産に売却されたということです。譲受人は、計画地の周辺住民に個別に説明にまわっておられます。雨水と生活雑排水は事務局の説明のとおりです。日照なども周辺に配慮されて設計されていますので、問題ないと思っています。皆様の判断をよろしくお願いします。

○議長

1番三浦について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて、2番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

木場1丁目の農地、地目 畑、合計面積659㎡。申請者は記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地2区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高1.2m、盛土なし、擁壁を設けるとしています。雨水は、北側の市道道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

先日、5人で見てきました。周りはほとんど住宅地になっています。何ら支障はないと見てまいりました。皆さんのご審議をお願いいたします。

○議長

2番大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、許可相当とします。

続いて、3番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、向木場町の農地、地目 畑、面積971㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が営む建設業の資材置き場及び自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.5m、盛土最高2.2m、法面保護をしております。雨水は、東側の道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽を設置しております。隣接する農地は、北と南側にあります。

資金については、融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

場所は、人家もほとんどない地域でしたが、ここに家ができるようになりました。ここは

下水道が通っていないので浄化槽を設置します。雨水排水は、東側の水路に流すということで問題はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

3番大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて、4番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

玖島2丁目の農地、地目 田、現況 畑、面積1,156㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地5区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高1.8m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、北西側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区農業委員・推進委員（富浦）

22日、地区委員全員で見てまいりました。申請地は、市道に面しており、奥の方が水路で周りは農地はありません。何ら問題ありません。

現地の境界のリボンが、立ててありませんでしたので、よろしくお願いいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

4番大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番大村は、許可相当とします。

続いて、5番西大村を議題とします。

○事務局

5番西大村、古賀島町の農地、地目 畑、一部宅地で現況 畑、合計面積5,348.41㎡。併用地の宅地、里道を含む全体面積は、7,468.82㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、賃貸借権の設定です。

本件は、県外に本社を置く譲受人が、ディスカウストア1棟、来客駐車場135台分等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.75m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内の新設水路から西側市道の既存側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地が、東側にあります。農地との間に緩衝地の緑地を設けるとしてあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

なお、本件は、3,000㎡を超える開発であり、開発許可を要します。当該申請に際して、関係機関との事前協議を終え開発許可申請済である事を確認済です。また、売り場面積1,000㎡を超えるため、大規模小売店舗立地法に係る届出は、県に現在事前相談を行っていることを確認しています。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

かつてテナント店舗があった場所と、後ろにある農地を一括して店舗にされるということで、先日24日に現地を見てまいりました。隣に畑がありますが、日照に関しても問題はないと見てまいりました。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長

5番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番西大村について、ご異議はありませんか。大変大きな面積になっています。しっかりご検討ください。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番西大村は、許可相当とします。

続いて、6番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

今津町の農地、地目 畑、面積367㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は使用貸借権の設定です。

本件は、使用借人が、共有者からの使用貸借により貸家木造2階建て3棟を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.3mから0.6m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、計画地内に浸透枡を設置。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

周辺は宅地、道路です。過去に農地として耕作されていたことはありませんが、管理はされてきました。周辺は宅地化が進んでいるところで、何ら問題ないと思います。ご審議お願いします。

○議長

6番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とします。

続いて、7番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

今津町の農地、地目 畑、面積60㎡。併用地である宅地を含む全体面積は252.26㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は使用貸借権の設定です。

本件は、使用借人が、自己住宅木造2階建てを建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.6m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、既存道路側溝へ放流としていましたが、浸透枡に変更すると本日報告がありました。事務局により現地確認を行い、支障ないと判断しました。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、使用貸人の所有する農地が西側にあります。

資金については、住宅融資仮審査の通知を確認しています。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

23日に委員3名で現地を見てまいりました。親族が使用借人になっているようです。隣接する農地に、使用貸人のハウスがあるのですが、何ら問題はないと見てまいりました。ご審議のほどお願いいたします。

○議長

7番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番竹松は、許可相当とします。

続いて、8番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

富の原1丁目の農地、地目 畑、面積393㎡。併用地である、譲渡人所有の雑種地、宅地を含む全体面積は1,454.93㎡。申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が長屋住宅2棟、入居者駐車場23台分等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高1.22m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、北側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。

資金については、融資予定証明書等を確認しています。

○議長

それでは、8番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

同じく23日に、3人で見てまいりました。タブレットの図面のとおり、周りは宅地となっています。申請地以外は併用地を使うということです。汚水、排水も市道の方に流すということで、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

8番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番竹松は、許可相当とします。

続いて、9番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

野岳町の農地、地目 田、合計面積793㎡。併用地を含む、実測面積は記載のとおりです。申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建を建築する計画です。申請面積が、一般住宅用地の500㎡を超えていますが、実測面積から法面の面積389.64㎡を除いた、有効面積が441.01㎡で妥当性が認められます。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域外、農振内農用地外の第1種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。砕石及びコンクリート舗装を施すため土砂流失の恐れはないとしています。雨水排水は、計画地内に溜枳を設け北側の市道側溝へ放流。污水、生活雑排水は合併浄化槽を設置するとしています。隣接する農地は、東と西側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、9番について、松原地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○松原地区委員

23日に、地区の委員4名で現地確認をいたしました。図面から見ると上、右、左田んぼがありますけど、下の方は、現在は何も作ってなくて管理だけしてあるような状態で、特別問題はないということで、4人で判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

9番松原について、ご質問等はありませんか。

○委員

定年後って書いてあつとですよ。定年はいつ頃ですか。

○松原地区委員

それは、聞いていません。

○委員

許可後は、速やかな着工が必要ではありませんか。

○事務局

工事の計画としては、令和7年12月31日、今年いっぱい住宅建築するという計画となっております。

○議長

それでは、お諮りします。

9番松原について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、9番松原は、許可相当とします。

次に、8ページ。第3号議案「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番福重、寿古町の農地、地目 田、面積2,797㎡、売渡し申込者、買受け申込者、及び所有権移転の権利の内容は記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地の農地となります。

申出書によると、買受申込者は規模拡大のため取得後、施設きゅうりを計画しています。

以上、1番の買受申込者は、認定農業者であり、経営状況から、農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)の第5条第2項の規定に該当するものです。

○議長

それでは、1番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○福重地区委員

ここは、基盤整備が平成2年にあったところで、隣の方が所有です。田を私が35年ぐらい作っておりましたけれど、場所的に規模拡大に一番適しているということで、譲受人が購入するということです。きゅうりハウスを建てる予定で進めておられます。意欲的に農業をされていますので、何ら問題はないかと思えます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

○議長

1番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○委員

お尋ねしますが、この図面の赤枠は、2反7畝あるのですか。

○事務局

2反7畝間違いなくあります。

○議長

それでは、お諮りします。

1番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番福重を承認することとします。

次に、9 ページ。第4号議案の中で、「農業委員会等に関する法律」第31 条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられますが、円滑な審議のため、引き続き出席することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、該当する委員の出席を認めます。なお、該当する1 番三浦については議長が求める場合を除いて、発言はお控え願います。

それでは、第4号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の原則3 者契約となります。

今月は、15 件の集積配分計画のため、時間の都合上新規分のみのご説明とします。

11 ページをお願いします。10 番西大村、利用権を設定する農地は、池田2 丁目の農地、面積1, 118㎡の内330㎡。

借入申込者は、先月の最適化活動会議の新規就農予定者として報告した方で、退職後に家庭菜園を営みたいとして営農計画書が提出されており普通野菜を計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

12 ページをお願いします。14 番福重。利用権を設定する農地は、今富町の農地、合計面積4, 787㎡。

借入申込者は、従前から農業経営強化促進法の利用権設定により施設園芸をされていました。今回、農地中間管理事業で新規の契約を行い、施設トマトの栽培を継続されます。設定する権利は記載のとおりです。

2 月の促進計画面積は合計欄に記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18 条第5 項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第4号議案について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第4号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第4号議案は計画のとおり要請することとします。

次に、13ページ。報告第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

本件は、3年ごとの相続税の納税猶予継続届けの際に必要な証明です。

依頼のあった当該報告書について、記載の確認事項を事務局及び地元委員による農業経営状況について確認した結果、1番竹松の相続人は、適格に農業経営を行っている判断されましたので、農業委員会会長専決にて、記載の日付で相続人に交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第3号について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第3号を終わります。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。